

## 総務委員会 重点取り組み事項

Ⅰ 減災対策の強化（自助力にもつながる）	担当課からの回答（令和元年6月30日現在）	委員会としての結果
①スタンドパイプの全地域への配置（防災課）	<p>貸与を希望した市民防災組織のうち、一定の基準を満たしている組織（30組織）に対し貸与しているほか、各一次避難所にも配備している。</p> <p>全地域への配備は、保管場所の確保や機材の維持管理など、副次的な調整を各組織に依頼する必要があり、組織の体制によっては大きな負担となることも考慮する必要がある。</p>	スタンドパイプが欲しい、そして置く場所などの管理、これを使って活動したいという市民の意識調査等を含め、行政から講習会などを行ってアプローチを進めていただきたい。
②家の耐震化の推進（住宅課）	<p>旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断（無料簡易診断含む）、耐震改修工事の助成制度について、広報やHPへ掲載しているほか、戸別訪問・アドバイザー派遣による業務委託や関係団体を通じて普及・啓発をしている。</p> <p>今後も引き続き、助成制度の普及・啓発を関係団体と連携し、また、上記の取り組みを継続して耐震化の促進に努めていく。</p>	耐震診断の促進と周知を進めていただきたい。また、耐震改修工事の助成制度の改善をしていただきたい。
③漏電遮断器、感電（震）ブレーカー、コンセント設置補助（防災課）	<p>感震ブレーカーの設置は、火災リスクを低減する有効な手段の一つであるが、市内には、感震ブレーカーの設置が勧告されている「地震時等に著しく危険な密集市街地」は存在しないこと、感震ブレーカーの作動による懸念事項（避難上重要な照明も消える。震度5強程度の揺れの度に作動するため、ブレーカー復旧の手間がある、等。）があることもわかってきている。</p> <p>避難時の電気ブレーカー遮断徹底、感震ブレーカーの周知を図る。</p> <p>また、多摩地域の3自治体で設置補助を行っている。</p>	設置補助を行っている多摩地域の自治体は3自治体あることを担当課でも確認されているということであり、他市の事例を含め研究を進めていただきたい。

2 避難所の周知と機能別など充実	担当課からの回答（令和元年6月30日現在）	委員会としての結果
①居住地の避難所を知らない問題（防災課）	<p>立川市防災ハンドブック、立川市防災マップ及び立川市洪水ハザードマップに避難所情報を記載しており、平成30年9月に各更新版を発行し、市内全戸配布した。平成30年9月には、避難所情報を記載した立川市土砂災害ハザードマップを新規作成し、該当地域全戸へ配布した。地域版防災マップ（更新版）は、自治会加入世帯へは、各自治会長経由にて配布を予定しており、各作成物は、全て市ホームページに掲示している。</p> <p>平成31年度から令和4年度まで避難所運営支援事業を行い、各年度3地区ごとに地域版防災マップを更新する。</p>	<p>地域版防災マップを自治体加入世帯へ配布して行うことが示されておりますが、自治会に加入されていない方でも避難所を周知できるよう進めていただきたい。</p>
②安心して安全な避難所づくりとして、障がい者、高齢者、外国人、ペットなどそれぞれの居場所の確保が必要（防災課）	<p>一次避難所運営マニュアルには、「要配慮者世帯優先居室」「乳幼児世帯優先居室」「女性専用スペース」「ペット収容場所」などを事前に定めているほか、近隣の二次避難所、福祉避難所を記載している。各一次避難所には、車いすのまま入れるマンホールトイレやコミュニケーション支援ボードを配備している。</p> <p>各避難所運営組織の定着化及び継続的に活動できるような組織づくりを目指し、避難所運営に関する会議の開催を支援していく。</p>	<p>物理的なことだけではなく、環境的なところも含め調査研究していただきたい。</p> <p>もう一つ、人に応じた居場所、防災ということをぜひ高齢福祉課や障害福祉課、子育て推進課など、課をまたいだ連携をとって進めていただきたい。</p>
③避難者カード記入については、あわてず正確に記入するために平常時に記入しておくこと（防災課）	<p>避難者カードについては、マニュアル作成時からマニュアルに掲載しており、避難所運営連絡会において検討され、地域の皆さまからの意見を踏まえて様式を更新している。</p> <p>避難所開設時に活用いただけるよう、印刷済みの様式を紙ベースで各一次避難所に配備している。</p>	<p>紙ではなくデータ、個人情報の管理などの問題等も考えまして、各担当課でも方向性を考えいただきたい。</p>

2 避難所の周知と機能別など充実	担当課からの回答（令和元年6月30日現在）	委員会としての結果
<p>④避難所開設時の市職員の初動対応に不安を感じる（だれが、何名で、連絡先）</p>	<p>職員の勤務時間内においては、避難所班にあたる教育部の指定された職員が各一次避難所に向かい、開設の初動対応にあたる。</p> <p>勤務時間外においては、各一次避難所に4名の緊急初動参集職員を任命しており、施設の開錠等を行い、避難所班が到着するまでの間の対応を行うこととなっている。平成30年度には、円滑に避難所の開設ができるよう、行わなければならない事項を順を追って記載した「避難所開設アクションカード」を作成した。</p> <p>例年行っている総合防災訓練等における緊急初動参集職員の参集訓練（施設や備蓄品の確認、通信訓練）を継続して行うとともに、30年度に作成した「避難所開設アクションカード」の周知や使用しての訓練を行っていき、対応する職員の能力向上を目指す。</p>	<p>避難所開設アクションカードに名前や連絡先を記入することなどを含め、市職員が地域に溶け込み、もっと顔が見える関係になる工夫をしていただきたい。</p>